

# NPO 釜ヶ崎

野宿生活者の就労機会拡大・居住・生活の安定のために、私たちは努力します。

特定非営利活動法人 釜ヶ崎支援機構 〒557-0004 大阪市西成区萩之茶屋 1-5-4  
TEL:06(6630)6060 E-mail: npokama@npokama.org http://www.npokama.org

## 野宿生活者対策予算確保請願署名2万9千名超える ご協力ありがとうございました。さて、今後は

### 「三位一体の改革」で 国のホームレス対策予算も 一括地方交付へ

「野宿生活者対策予算確保に関する請願」署名集めに、ご協力賜りありがとうございました。9月24日現在で2万9千人を超える署名が集まっています。

請願署名は、10月中旬に開会が予定されている臨時国会に提出する予定で準備を進めています。

緊急地域雇用創出交付金については、早くから延長はなく、後継策があるかも知れないといわれていましたが、厚生労働省の2005(平成17)年度予算概算要求によれば、後継策とされている事業は、「コンテスト方式により選抜された雇用創造効果の高い事業に取り組む市町村等への支援(新規) 65億円」とされており、その内容は、「雇用機会が少ない等の地域において、雇用創造に自発的に取り組む市町村等

が提案した、雇用機会の創出、能力開発、情報提供、相談等の事業の中から、コンテスト方式により雇用創造効果が高いものを選抜し、当該市町村等に対しその事業の実施を委託する。」とされています。

1事業あたり2億円まで、継続申請は2年目までとされていますから、釜ヶ崎支援機構が大阪府・市から委託されている就労事業の穴埋めとしてあてにできるものとはいえません。

大阪で実施されている、具体的な就労機会提供事業の予算確保に目処が付いていないだけでなく、自立支援センターや夜間宿所の運営などの予算確保についても、不安を抱かされる状況となっています。

地方自治の自主性を高めるために、国から地方への税源移譲が検討されていることは、ご承知のことと思いますが、3兆円の税源移譲の代わりに、3兆2千億円の国から地方への補充金が廃

止されるとされています一頭から地方へ回るお金が 2 千億円減額となっている。この廃止される補助金の中に、厚生労働省のホームレス対策予算の大部分が含まれています。ようするに、これまで国の基準でホームレス対策を実施する地方公共団体の事業に、2 分の 1、国から補助金が出ていたのが、今後は、用途を特定しない税源移譲で地方公共団体にお金がわたるということとなります。

これが現実のことになると、どういう事態が予想されるでしょうか。大阪市などのように、すでにいくらかでも対策に取り組んでいるところは、今更すべてやめるわけにもいかず、一定程度の施策は継続されることでしょう。しかし、新たに対策を立ち上げるところは少なくなると予想されます。実際に、地方議会の中には、行政側が実施計画を立てるための調査費用を予算化したのに対して、財政難であり、不要不急の支出であると否認したところもありますから。

「特別措置法」があるから、国の「基本方針」があるから、国の補助金があるからを理由付けに、ホームレス対策への取り組みを開始する自治体も多いと考えられますが、補助金でなく、すべて自前の予算としてお金が入ってきたとき、積極的にホームレス対策予算を確保しようとする自治体が、全国に

果たしてどれくらいあるでしょうか。

## やはり欠かせない

### 国の責任による対策予算確保

国から地方への税源移譲により、弾力性を取り戻し、独自の予算編成が可能となることによって、各地でホームレス対策予算が確保されることも考えられます。

しかし、野宿生活者が全国に存在していることから明らかなように、「問題」が、各地域の個別事情によって生じたのではなく、国の雇用や高齢化に対する対応策の手抜きから生じたものであり、それを各地域独自に解決せよとするのは、無責任であるし、結局、対策の地域格差を生みだし、問題を複雑化させると思われます。

「特別措置法」では『国は、第 3 条第 1 項各号に掲げる事項につき、総合的な施策を策定し、及びこれを実施するものとする。』と国の責務について記し、財政上の措置についても、『国は、ホームレスの自立の支援等に関する施策を推進するため、その区域内にホームレスが多数存在する地方公共団体及びホームレスの自立支援等を行う民間団体を支援するための財政上の措置その他必要な措置を講ずるように努めなければならない。』と記されています。

全国一律の施策展開を可能とするために、国による対策予算確保は欠かせないものです。

## 自民党地方議員団も 公的機関による雇用就労機会 の創出策等を国へ要望

自由民主党の東京都ホームレス議員連盟（東京都議会、区議会）／ザ・ホームレス・フォーラム（大阪府議会）／自民ホームレス問題研究会（大阪市の会）が、大阪で会合を持ち、大阪城やあいりん地区（釜ヶ崎）を視察、以下のような国への要望をまとめられました。

『ホームレスの自立支援等に関する国家要望(案) 平成 16 年 8 月 24 日

1 ホームレス等の就業機会の確保に関すること

(1) ホームレスの就労による自立に関すること

○雇用政策の根幹を担う国においては、厳しい雇用情勢に対応した公的機関による雇用就労機会の創出策をはじめとして、就労による自立が可能となる実効性のある就労支援策を講じられたい。

○河川、道路など国所管の公共施設の維持・管理業務にホームレスの就労支援策を組み込まれたい。

(2) ホームレスとならないための予防に関すること

○ホームレスの相当数が山谷・あいりん等の寄せ場での就労経験を有しており、ホームレス対策を進めるためには、こうした「ホームレスとな

ることを余儀なくされるおそれのある者が多数存在する地域」を中心として就業の機会の確保、生活上の支援が極めて重要である。国においては、ホームレス化の防止の観点から特別の財政措置等の支援を講じられたい。

○また、山谷・あいりん地域等の寄せ場を就労拠点としている高齢日雇労働者に対し、特別就労事業の創設や雇用保険受給要件の緩和等の措置を講じられたい。

2 ホームレスの生活保護に関すること

○高齢や傷病等により就労自立することが難しく、他法他施策でも対応困難なホームレスに対しては、生活保護を適用してきている。しかし、ホームレスが全国から大都市に流れ込んでくる中、ホームレスが多く存在する大都市にとって、生活保護費の負担が過重なものとなっており、こうした財政負担を一手に大都市が負うことは不合理である。ついては、財政負担の新たなルールを創設するなど、ホームレスへの生活保護費の負担が大都市に大きく偏ることのないよう、国が特別の財政措置を講じられたい。

○現在、国は、三位一体改革の中で、生活保護費国庫負担金の負担割合の引き下げを提案しているが、地方の

自主性・自立につながるものではなく、大都市の財政に甚大な影響が及ぶ。そもそも生活保護制度は、憲法の理念に基づき、国が責任をもって最低生活を保障し、自立を助長する制度であることから、その経費も本来は、国が全額負担すべき性格のものである。したがって、国庫負担金については、少なくとも現在の負担割合を変更することなく堅持されたい。

### 3 公園や道路、河川敷等、公共施設の適正管理に関すること

○ホームレスの自立支援策の充実にともない、ホームレスが占有した公園や道路、河川敷等を、その本来の目的のために再生整備し、地域住民の快適な利用に供することが重要な課題である。また、再びホームレスが当該施設を占有しないよう管理の強化など適切な措置が必要である。地方自治体が、公園や道路、河川敷等の再生整備等に取り組むため、特別の財政措置等の支援を講じられたい。それとともに、実効性のある適正管理ができるよう関係法令の整備を図られたい。

### 4 無料低額宿泊所に関すること

○無料低額宿泊所は、「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」において、ホームレス等生活困窮者の居宅生活移行を支援する場として

位置づけられた。しかし、地域によっては宿泊所の開設の際、事業者が近隣住民の十分な理解が得られないまま届出を行おうとする事例もある。このため、悪質な事業者については、開設にあたって実効性のある規制を強化するなど、必要な方策を講じられたい。』

## 民主党議員団も

### 取り組みを再強化

「特別措置法」成立と鍵田衆議院議員引退の後、民主党の「ホームレス対策プロジェクトチーム」は休眠状態でしたが、参議院選挙後、有志議員で懇談会を積み重ね、再び野宿生活者問題に取り組む体制を強化されつつあります。民主党大阪府連ではホームレス対策本部も設置されています。

請願の国会への橋渡しの中心を担って頂くことになっています。

### 「就労対策が必要」の認識は衆目の一致するところ

#### なのに、実現は・・・

大阪の就労事業が、来年4月以降も、切れ目のない事業として実施されるには、今年度の補正予算として決めていただくしかないのですが、残された時間は僅かです。与野党一致する国への要望事項が、現実のものとなるよう、与野党を問わずの働きかけに、注目とご協力をお願いします。

## 輪 番 労 働 者 の 生 活 時 間 事 例 調 査 報 告 ～ 1 日 の 生 活 パ タ ー ン ア ン ケ ー ト か ら ～

2004 年 8 月 11 日～31 日までの 20 日間、輪番労働者 19 名と輪番外ビッグイシュー販売者 1 名を対象に「1 日の生活パターンアンケート」を実施した。輪番労働者の調査方法は当日、生活道路清掃に当たった方を対象に朝礼が始まる 9 時半位まで個人のプライバシーも考えて別室での直接聞き取り形式とした。

**年齢 (表 1)** 平均年齢は 60.9 歳で輪番登録者全体の 60.7 歳とほぼ同じ。

**健康状態 (表 1)** 良いと普通と答えた方を合わせると 14 名と全体の 70% を占め、少し悪いと答えた方も夏バテ気味の方が多く、No14 の悪い (持病：

喘息) の方を除くと皆、元気そうに見えました。また、少し悪いと答えた方もアルミ缶回収で 1 日に約 60km も移動している方もおり、体調に関係なく重労働をしいられていることがわかりました。また、「動き回っているから元気なんだ」と答える方も何人かいました。

**移動方法 (表 1)** 自転車と答えた方が 12 名で、全体の 60% を占めました。特掃以外の仕事では、ダンボール回収、アルミ缶回収と答えた方が 9 名、その内 8 名が自転車を利用しており、自転車が生活の重要な足となっている事が改めてわかりました。

表1 聞き取り内容1

番号	年齢	健康状態	食事回数	移動方法	移動距離(km/日)	主な寝場所	特掃以外の収入源	特掃以外月の収入(円)	月の収入(円)
10	62	良い	3	徒歩	30	アパート	アルミ缶	16,000	33,100
12	56	少し悪い	2	自転車	20	仮小屋	アルミ缶	12,000	29,100
17	65	良い	3	自転車	20	仮小屋	アルミ缶	15,000	32,100
9	60	良い	2	自転車	20	テント	アルミ缶	13,000	30,100
19	63	良い	2	自転車	20	テント	アルミ缶	20,000	37,100
5	59	良い	2	自転車	30	ドヤ、シェルター	アルミ缶	59,000	76,100
4	64	少し悪い	3	自転車	60	野宿	アルミ缶	13,000	30,100
20	62	少し悪い	2	自転車	25	野宿	アルミ缶	13,000	30,100
3	63	少し悪い	3	自転車	10	野宿	ダンボール	45,000	62,100
7	64	良い	3	徒歩		ドヤ	現金仕事	93,000	110,100
13	59	良い	3	徒歩	3	野宿	現金仕事	12,000	29,100
6	54	少し悪い	3	自転車	4	ドヤ	雑誌販売	90,000	90,000
1	56	普通	2	自転車	6	野宿	雑誌販売	35,000	52,100
16	63	良い	3	徒歩	4	シェルター	なし	0	17,100
18	60	良い	3	徒歩	1	シェルター	なし	0	17,100
2	67	良い	2	自転車	3	ドヤ	なし	0	17,100
8	57	普通	2	徒歩	10	野宿	なし	0	17,100
11	56	良い	2	自転車	15	野宿	なし	0	17,100
14	64	悪い	3	徒歩	3	アパート	年金	120,000	137,100
15	63	普通	3	徒歩	1	ドヤ	年金	90,000	107,100

**1 日の移動距離 (表 1)** N67 の特掃以外の収入源が、現金仕事で主な移動手段が電車と答えた方を除くと、平均移動距離は約 15km であった。特掃以外の収入源が、ダンボール回収、アルミ缶回収の方の平均移動距離は約 26km であった。

**特掃以外の収入源と月の収入 (表 1)** 特掃以外で収入があると答えた方 (年金受給者の 2 名は除く) は 13 名いた。その内、アルミ缶回収をしている方は 8 名雑誌販売が 2 名、現金仕事が 2 名、ダンボール回収が 1 名であった。年のため現金仕事の声がかからなくなり、今の仕事をしていると言う方が多かった。特掃以外月の収入の平均は、33,538 円、最も多かったアルミ缶回収者の平均は、20,125 円であった。

**1 日の移動経路と主な寝場所 (表 2)** 釜ヶ崎周辺を寝場所としている方は、9

表2 聞き取り内容2

番号	1日の移動経路	主な寝場所	特掃以外の収入源
10	釜ヶ崎-東大阪(花園ラグビー場)-日本橋-釜ヶ崎	アパート	アルミ缶
12	西淀川-西宮-西淀川	仮小屋	アルミ缶
17	大阪城-東大阪(門真・守口・寝屋川・東成)-大阪城	仮小屋	アルミ缶
9	桜ノ宮-門真-大阪城-桜ノ宮	テント	アルミ缶
19	聖天下-松原-釜ヶ崎-聖天下	テント	アルミ缶
5	釜ヶ崎-堺(大野芝)-釜ヶ崎	ドヤ、シェルター	アルミ缶
4	玉出-釜ヶ崎-東淀川-中之島-住吉公園-釜ヶ崎-本町-玉出	野宿	アルミ缶
20	大阪城-此花区-西成区-大阪城	野宿	アルミ缶
3	釜ヶ崎-西区-釜ヶ崎	野宿	ダンボール
7	釜ヶ崎-現金仕事場-釜ヶ崎 (仕事場はだいたい大阪府内、日によって変わる。帰りは電車)	ドヤ	現金仕事
13	日本橋-釜ヶ崎-日本橋	野宿	現金仕事
6	釜ヶ崎-阿倍野-釜ヶ崎	ドヤ	雑誌販売
1	茶屋町-東梅田-大阪駅ビル-東梅田-大阪駅ビル-東梅田-大阪駅ビル-阪急中央口-茶屋町	野宿	雑誌販売
16	釜ヶ崎-浪速図書館-釜ヶ崎	シェルター	なし
18	釜ヶ崎周辺	シェルター	なし
2	釜ヶ崎-難波-釜ヶ崎	ドヤ	なし
8	信濃橋-釜ヶ崎-なにわ公園-難波-信濃橋	野宿	なし
11	靱公園-四ツ橋-釜ヶ崎-四ツ橋-釜ヶ崎-靱公園	野宿	なし
14	西区本田	アパート	年金
15	釜ヶ崎周辺	ドヤ	年金

名、その内、特掃以外仕事をしていない方 (年金受給者 1 名含む) は 4 名いた。釜ヶ崎周辺以外を寝場所としている方は 11 名。その内、アルミ缶回収をしている方は 6 名いた。アルミ缶回収をしている方については、回収エリアから近い所を寝場所にしており、テント・仮小屋で生活している方が多いことがわかった。また回収エリアは、東は花園ラグビー場、西は兵庫の西宮、南は堺の大野芝、北は寝屋川と広範囲に及んでいることがわかった。

夏バテで体調が悪い時、ドヤに 2 日泊まったらいぶ楽になったと言っておられた方がいた。主な寝場所がドヤ、アパートと答えた方は年金受給者を除いて 5 名であった。ドヤでの 1 日の最低生活費を単純計算で 1,570 円/1 日 (ドヤ代 1,000 円/1 泊と食費他 570 円/1 日) とすると、1 ヶ月に 47,100 円必

要となる。年金受給者 2 名を除く 18 名のうち、月の総収入が 47,100 円以上の方は 5 名、特掃以外月の収入では 3 名となる。いずれにしても厳しい状況がうかがえる。

1976 (昭和 51) 年から 5 年ごとに実施されている「社会生活基本調査」の平成 13 年調査の「結果の概要－生活時間に関する結果」で示されている図 (図 1-3) を見ると、睡眠・仕事・食事などはほとんど一定のパターンが多くの人に共有されていることがわかる。

右の図は、輪番労働者 20 人から聞いた生活時間から作成したものだが、「生活時間に関する結果」の図に見られる平均パタ

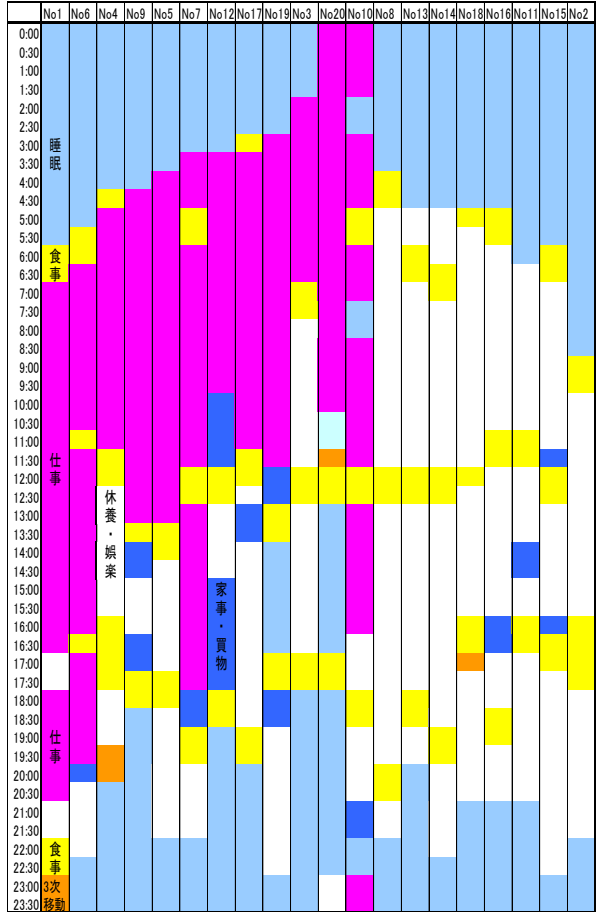
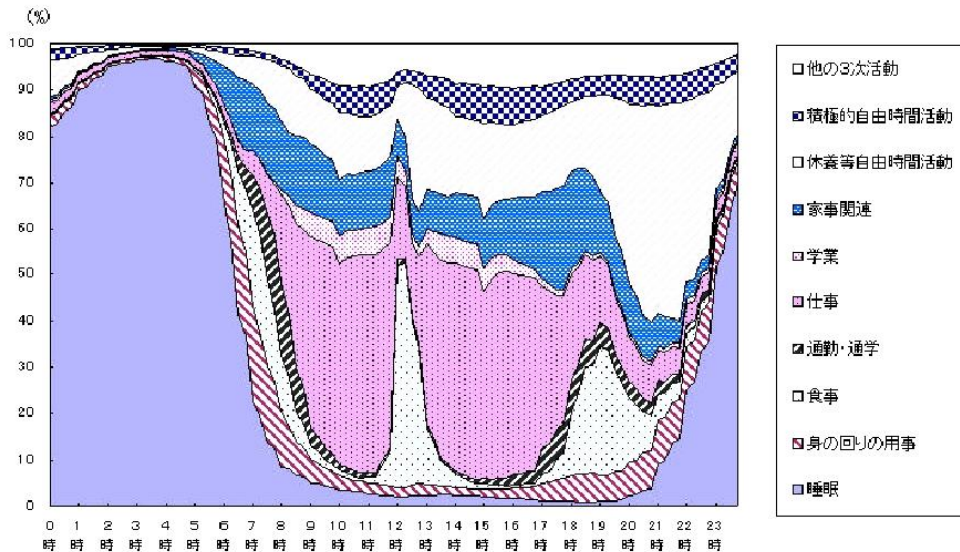


図 1-3 時間帯, 行動の種類別行動者率 (15 歳以上) - 平日



ーンと異なるものが多いことがわかる。

一般的に仕事をしている人が多い時間帯に、自由時間・休養している時間が見られるし、一般的に屋内で睡眠あるいは朝食を摂っている時間帯に、仕事時間が存在している。そして、仕事がないから野宿している当然の結果として、仕事の時間が日常的な生活の中に見られない事例すら存在する。

図 1-3 でも平均パターンと異なるパターンがある。深夜においても一定の数値で働いている人がいることを示しているし、それと見合った形で、昼、寝ている人が存在している。

このパターンについて、多くの人は、警察や消防、病院あるいは民間警備会社や工場の夜勤の人々を思い浮かべて、職業に特有の生活パターンとして想像することができるであろう。しかし、多くの人は、自己と異なる生活パターンの存在を日常的には特に意識することはない。それは、生活時間のパターンは異なっても、生活空間、特に睡眠・食事の場所が、アパートであれマンションであれ寮であれ持ち家であれ、個々人の占有区間でなされるという共通性と視覚的遮断性によるものと考えられる。「外食」も、飲食を提供する空間（食堂やレストラン居酒屋など）と社会的に認知されている場所でおこなわれる限り、個々人の占有区間でなされるという共通性と視覚的遮断性を持

つと考えられる。

輪番労働者から聞き取った生活時間のパターンは、図 3-1 に見られる平均的パターンとは異なるものが多いが、図 3-1 の中に収まらないものでもない。たとえば、仕事時間がないのは、失業者・年金生活者の生活としてありうるものである。失業の結果としての野宿生活、高齢のため就労ができなくなったことからの野宿生活ということからいえば、理解可能な生活パターンであるといえる。

ただ、野宿生活者の場合は、多くの人と共有する事が前提となっている場所を生活空間としていることが多いので、多くの人と共通性を欠き、多くの人の視線にさらされやすい生活を送っているといえる。そのためにまた、生活パターンの平均との差異も特異な、「異常」なものとして他者から認知される。「異常」という判断を伴う認知は、その生活パターンを産み出しているものが「失業」であり、「失業者」の生活パターンの具体的な一事例であるという、一般的に考え得る推論にたどりつくことはなく、その生活パターンの主人公である個人特有の原因・事情によるものという、より個別化した推論に固着する。しかし、野宿生活者を見る他者に、野宿生活者の、個人特有の原因・事情は、伝わることなく、見る他者は、一般的に伝播する「浮浪者」



のイメージ（ナマケモノ・自堕落など）で穴埋めして野宿生活者を「理解」することになる。

輪番労働者からの聞き取り事例は、生活空間の異常さは打ち消し得ないものの、ある一定の状況に置かれたものがとる生活パターンとしては、他者にとっても、一般的に伝播する「浮浪者」のイメージに頼らなくとも、「失業者」のそれとして了解可能なものであることを示し得るものであると考える。

**年齢階級別にみる生活時間（図 1）**

1日の行動を睡眠、食事など生理的に必要な活動を「1次活動」、仕事、家事など社会生活を営む上で義務的な性格の強い活動を「2次活動」、これら以外の活動で各人の自由に使える時間における活動を「3次活動」と呼んでいる。

下の（図 1）は平成 13 年に実施された「平成 13 年社会生活基本調査」の神

奈川県分と今回のアンケート実施者との比較である。神奈川県の 55～64 歳とアンケート回答者全員を比較するとほぼ同じ結果となった。

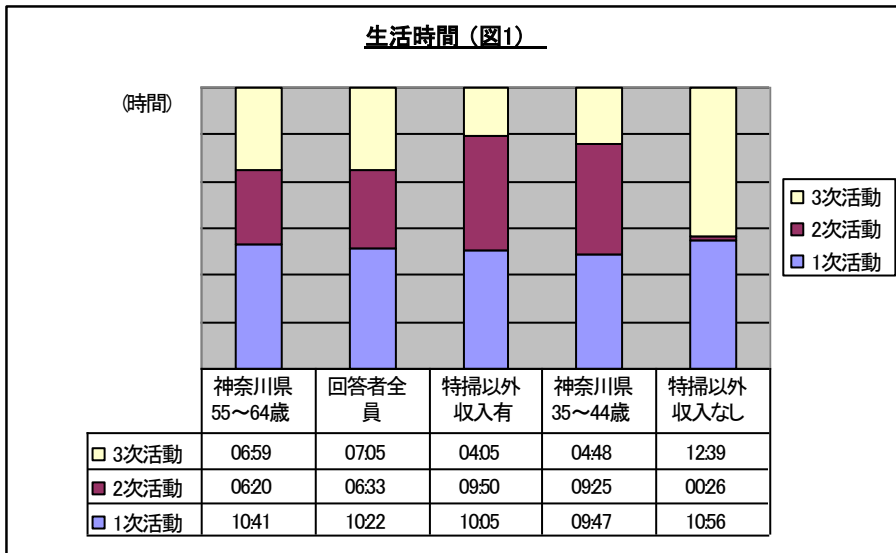
また、特掃以外収入有の 13 名では、神奈川県の 35～44 歳とほぼ同じ結果となり世間でいう働き盛り人たちと同じ位、労働していることがわかった。

**追い出し、暴行等の事例**

No1 氏、梅田付近は中之島の炊き出しがなくなってからゴミ箱が少なくなった。駅の階段などで座っているとすぐに注意しにくる。

No4 氏、船場センタービルで 1 年位、野宿していたがビル荒らしが有、追い出された。今は、玉出の高速下か日本橋で野宿している。

No8 氏、2 年前は電気科学館付近の高速下でテントをはっていたがオリックスのホテルができてから約 60 人位、追



い出された。テントで生活していた頃はダンボールやアルミ缶を保管し、まとめて売りに行けたが今はそれができなくなりやめた。今年の 6 月にローラーボードの若者 6 人に襲われた。ケガはなかった。安心してテントをはれる場所が欲しい。

**No9 氏**、中之島の高架下でテントをはっていたが追い出され今は桜ノ宮でテントをはっている。

**No11 氏**、AMB 時頃、公園のベンチで寝ていたら顔にコショウをかけられた。交番には届けた。

**No13 氏**、AMB 時頃、日本橋で野宿をしていてケツをけられた。

**No15 氏**、恵美須のマンション下で野宿をしていた。マンションの周りを掃除していたため管理人さんによくしてもらった。管理会社が変わり追い出された。今は厚生年金でドヤ暮らしをしている。

**No20 氏**、約 2 年間、今宮工業付近でテントをはっていたがテントが増えてきたので出城の公園に移動。ここに約 3 年間いたがサッカー場ができたことで追い出し、次に約 3 年間、出城の歩道橋の下にいたが歩道橋の撤去により追い出された。今は、大阪城で野宿している。また、アルミ缶回収時に大阪ドームの近くで 7~8 人の若者になぐられ歯が折れた。

ホームレスによる公園や道路、河川

敷などの占有に対し、地域住民が利用を阻害するという問題やホームレスへの暴行事件が各地で起きています。

今回のアンケートでもテントの撤去や野宿場所、休憩場所からの追い出しを受けたという方が 8 名いました。また、寝ていて襲われたり、アルミ缶の回収中に襲われたり何らかの暴行を受けたという方は、4 名いました。今回のアンケートを通じて野宿を余儀なくされている方々が、そこで生活し、そこを歩いているのには、何かしらの理由があるという事を多くの人々に理解してもらいたいと思った。(米須)

## 来年はどうなる、どうする 不安一杯の輪番労働者

「生活パターン」の聞き取りで、改めて個々人の生活を通して具体的に明らかになったのは、輪番就労の収入の、野宿を余儀なくされている人たちの生活にとっての大きさです。

来年 4 月から、一日あたりの就労数が、現状の 250 名より大幅に減る可能性が高いことは、輪番労働者の間に知られています。いまでもすら生きていくにギリギリ、これで輪番の収入がほとんど当てにならなくなると、本当に自殺したくなる、栄養失調で死んでしまうという声が、聞こえてきます。

一日あたりの就労数の 10 倍増が望まれる状況があるのに、半減を心配しなければならない現実。

## ーソフトボール親睦試合ー

### 仮設一時避難所チーム Vs 特掃チーム

毎月定例となっているソフトボールの親睦試合が9月21日、西成公園にておこなわれた。仮設一時避難所チームは大阪城仮設と西成仮設の合同チーム、特掃チームは今回、指導員中心のチームである。試合の方は随所に好プレイなので、見ていて楽しいゲーム展開、しかし結果の方は23対9と特掃チームの4連敗となってしまった。毎回、このレクリエーションは和気あいあいとした雰囲気です。施設のスタッフと入所者及び特掃の指導員と輪番就労者との良い親睦となっており、今後とも永く続いてほしいと思う。



## 西成公園仮設の行く末は

### 野宿生活者は残り、仮設は消える

西成公園仮設一時避難所が、予定では、12月末で閉鎖される。

長居公園仮設一時避難所は、地元との約束通り、3年間で閉鎖されている。西成公園仮設も、設置にあたって地元と協議され、3年間の期限付きで容認されたという経過は、長居公園仮設と

同様であり、やはり約束通り閉鎖されるものと見られている。

もとより公園は人の住み着くところではなく、広く開放されるべきものである。人工的な都市区間の中で、擬似的なものとはいえ自然を体感できる空間の維持は、「人間」にとって必要なことである。それは、文化である。

さりながら、行くべき所のない人々を、何の保障もなく追い立てることによって維持される「文化」とは、そも「文化」たりえるのであろうか。

「特別措置法」が成立し、国の基本方針に続いて、各地で実施計画が策定され、あらたに取り組みが始められているところも出てきている。東京では、アパート生活へ移行させて、月10日の就労を保障する施策も出発している。

しかし、大阪は、後退を続けているように思える。

まず、自立支援センターの拡張は早くからいわれているにもかかわらず、実現していない。あいりん臨時緊急夜間避難所の拡張はあったものの、公園仮設は、後の代替策がないままに閉鎖が続く。

「生活保護」は、若干活用しやすくなったが、一般化されているとはとてもいえない。

野宿生活者の「あきらめ」に支えられた無策が、野宿生活者の「怒り」に突き動かされることになる予感がある。

写1



写2



写3



写4



\*\*\*釜ヶ崎支援機構行事メモ\*\*\*

2004年3,4月

3/15 特掃輪番登録 (4/27迄)

5月

1日 連合大阪主催のメーデー会場清掃作業実施(輪番労働者100名就労)写1

17, 18日 夜間宿所アンケート

17~26日 輪番就労者アンケート

6月

上旬 参議院議員選挙投票行動呼びかけ

2日 釜ヶ崎支援機構第5回総会

4日 ホームレス自立支援法シンポジウム(玉造集会)写2

14日 全国会議員に対する「ホームレス対策予算確保請願」の紹介議員依頼

24日 公衆衛生講習(就労部門指導員)

28日 ホームレス対策予算確保に関する請願署名協力依頼(9/末迄)

7月

5日 ホームレス自立支援法シンポジウム(釜ヶ崎集会)

15日 輪番就労者一斉健康検診事前講習(就労部門指導員)

21日 輪番就労者一斉健康検診(8/9迄)

写3

8月

18日~ 輪番就労者一斉健康検診結果説明

写4

特定非営利活動法人 釜ヶ崎支援機構

会報 25号 2004年9月30日

〒557-0004

大阪市西成区萩之茶屋1-5-4

電話 06(6630)6060 FAX06(6630)9777

会費・寄付の振込口座

:郵便振替:00900-1-147702

釜ヶ崎支援機構